

○経済産業省告示第百二十号

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年経済産業省令第七号）の施行に伴い、及び経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号）第二十条第一項及び第二項第三号並びに第二十条の二の規定に基づき、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示を次のように定め、平成二十三年四月一日から施行する。

なお、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示（平成二十二年経済産業省告示第七十二号）は、平成二十三年三月三十日限り廃止する。

平成二十二年五月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第二十条第一項の届出等及び同令第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準並びに

同令第二十条第二項第三号の電子証明書等に関する告示

第一条 経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年通商産業省令第四十号。以下「規則」という。）第二十条第一項に規定する届出等（以下単に「届出等」という。）及び規則第二十条の二の届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。

一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二 インターネットを利用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

第二条 届出等を行う者が、規則第二十条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に経済産業大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行つた日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第三条 規則第二十条第二項第三号に規定する電子証明書は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局（ISO／IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単

に「ISO／IEC」という。）九五九四一八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によつて構成される認証基盤（ISO／IEC九五九四一八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を證明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ISO／IEC九五九四一八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行つてゐる認証局で政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子證明書（規則第二十条第二項第一号に規定するものを除く。）であること。

二 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができる電子證明書であること。